

市・県民税（住民税）、国民健康保険税等の  
申告相談が始まります



問い合わせ先 税務課 市民税係 ☎23-3922 ☎25-5900

●申告相談期間

2月16日(水)～3月15日(火)

●申告する所得

令和3年1月1日～12月31日

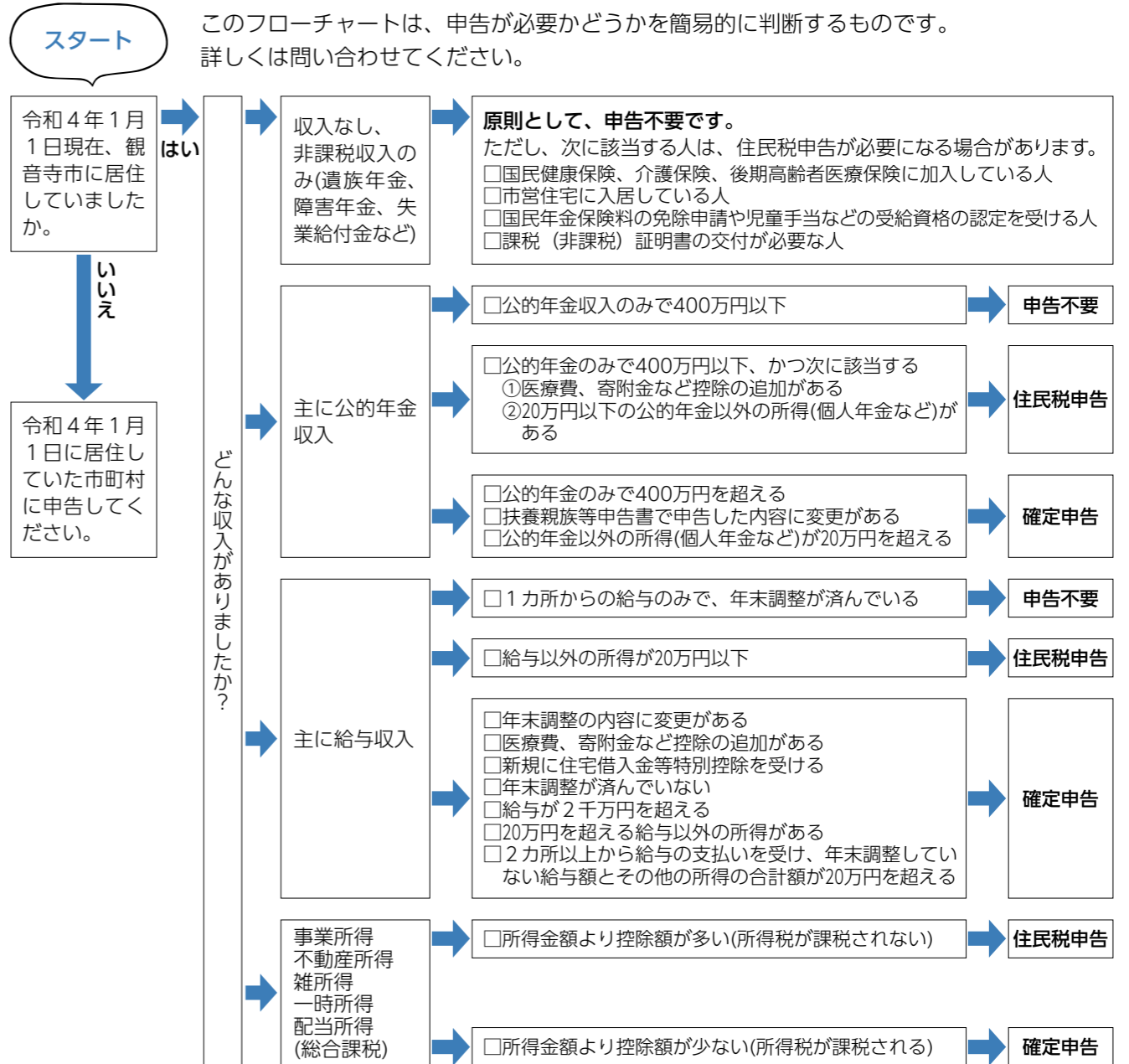
申告に必要なもの

- 本人確認書類（マイナンバーカードまたは通知カード+運転免許証、保険証など）
- 事業所得（農業、営業など）や不動産所得がある人は、収入や必要経費が分かる帳簿や書類、領収書、収支内訳書など
- ※**収支計算（売り上げから必要経費を差し引き、所得を算出）が必要な人は、事前に収支内訳書を完成させて申告会場へ持参してください。**
- 給与所得がある人は、給与所得の源泉徴収票
- 年金を受給している人は、公的年金等の源泉徴収票
- 一時所得（生命保険一時金、損害保険返戻金など）や雑所得（個人年金、太陽光発電電収入など）がある人は、その収入や必要経費が分かるもの
- 国民年金保険料控除証明書
- 生命保険料、個人年金、介護医療保険料、地震保険料、旧長期損害保険料、寄附金などの支払いを証明するもの
- 医療費控除またはセルフメディケーション税制の明細書
- ※**事前に明細書を完成させて申告会場へ持参してください。**明細書の様式などは、国税庁のホームページで確認してください。領収書は、確定申告期限等から5年間は自宅などで保管してください。
- 日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合は、親族関係書類と送金関係書類
- 通帳の口座番号（所得税の還付や納付がある人のみ）

申告相談日程表

受付日	受付会場	申告受付地区	
		午前（9：00～12：00）	午後（13：00～16：00）
2月16日(水)	豊浜 中央公民館 2階講堂	本町、中之町	上田井、東町、港町（豊浜）、南（豊浜）
17日(木)		東浜、須賀	北原、五軒屋、岡、直場、道溝、林（豊浜）
18日(金)		長谷、雲岡、野々池、大坪、院内、梶谷、本村、大平木、道溝東、苗手	関谷、堀切、西原、箕浦
21日(月)	大野原 中央公民館 3階講義室	高尾、大造、大福、大道、上中、下中	中村、早本、道上、笠松、寺家
22日(火)		海老濟、有木、田野々、尾合谷、内野々、井関	四軒屋、白坂、石砂
24日(木)		残水、植松、岡之塔、下林、ひうち、雇用促進、札場	屋敷、瀬後、豆塚、雉子原
25日(金)		高松、上杉林、下杉林、辻	西の後、八兵、大鞘、大鞘西団地、宮之下、下木屋、十三塚、林
26日(土)	伊吹支所	伊吹町	伊吹町
28日(月)	大野原 中央公民館 3階講義室	花稻（花稻北、本村、中林、先林）	中姫（赤岡、東村、中央、安井）
3月1日(火)		池之内、福田原、丸井南、柏原	西丸井、丸井北、青岡、宮前、中関
2日(水)	市役所2階 203会議室	栗井町（上野、奥谷、宮下団地）、木之郷町	栗井町（出晴、信末、本庄、常次、竹成）
3日(木)		室本町、高屋町（西上、西下）	高屋町（西上、西下以外）
4日(金)		茂木町、茂西町、上市、川原、有明町、八幡町、天神町	坂本町、幸町、明星、殿、中央、柳、青柳、三架橋通、駅通、栄町、昭和町、七間橋、中洲、中新、若宮、春日、大和、上若
7日(月)		南町、港町、西本町、蛭子、琴浪町、瀬戸町、三本松町	植田町
8日(火)		流岡町	村黒町、出作町
9日(水)		新田町	池之尻町
10日(木)		柞田町（八丁、山王、下野、北岡、玉田）	柞田町（大畑、油井、山田）
11日(金)		原町、柞田町（黒淵）	柞田町（上出、中出）
14日(月)		柞田町（下出）	吉岡町
15日(火)		本大町	中田井町、古川町

申告フローチャート



- ・所得税の還付を受ける人は、フローチャートに関わらず、確定申告が必要です。
- ・税務署に確定申告書を提出した人は、住民税の申告は必要ありません。
- ・申告内容により、税務署での確定申告が必要です。
- 【例】土地や建物、株式などの譲渡所得がある人  
株式の配当所得がある人  
初めて所得税の住宅借入金等特別控除を受ける人  
青色申告、死亡した人の確定申告（準確定申告）をする人

申告相談（確定申告）時のお願い

来場時はマスクを着用してください。熱（37.5度以上）がある場合は、来場を控えてください。受け付け時に、手指消毒のご協力をお願いします。  
※午前9時前後、午後1時前後に混雑が予想されます。できるだけその時間帯を避けて、会場にお越しください。



## 新型コロナウイルスワクチン 3回目接種情報

令和3年6月～7月末までに2回接種を完了した人に、12月下旬に3回目接種の接種券を発送します。

### <接種券発送スケジュール>

2回目接種完了時期	接種券発送時期	3回目接種予約時期
～令和3年5月末	令和3年11月19日	1月中旬以降、予約案内はがきを郵送
令和3年6月～7月末	令和3年12月下旬	未定
令和3年8月～	未定	未定

※令和3年7月末までに2回接種した人で接種券が届かない場合は、**接種券発行申請書**（3回目接種用）と**接種済証または接種記録書の写し**を次のいずれかの方法で提出してください。

### <提出方法>

①持参 市役所 1階 4番窓口 健康増進課	②郵送 〒768-8601 観音寺市坂本町一丁目1番1号 観音寺市健康増進課新型コロナウイルスワクチン接種推進室 行
③電子メールに原本の写真を添付 アドレス：sessyu@city.kanonji.lg.jp	④FAX 番号：0875-25-5900

- ・接種券発行申請書は市ホームページからダウンロードできます。
- ・市外で接種を希望する人は、接種を希望する自治体へ「住所地外接種届」を提出してください。
- ・先行接種した医療従事者等は、予約方法や接種日程が異なる場合があります。
- ・3回目接種の詳しい流れは、市ホームページなどを確認してください。



### 問い合わせ先

健康増進課 新型コロナウイルスワクチン接種推進室 ☎23-3927  
 観音寺市新型コロナウイルスワクチンコールセンター（午前8時30分～午後5時30分）  
 ☎0875-63-8088 ☎0875-63-8333（FAXは聴覚障がいがある人専用）  
 ※日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く。

## 観音寺市のワクチン接種状況（12月5日時点）

	対象者数	1回目	2回目
65歳以上	20,272人	88.6%	88.1%
60～64歳	3,775人	93.2%	92.6%
50歳代	7,281人	88.4%	87.9%
40歳代	7,410人	84.8%	83.9%
30歳代	5,795人	80.6%	79.2%
20歳代	5,517人	78.2%	76.4%
12～19歳	3,971人	74.9%	71.9%
合計	54,021人	85.4%	84.5%

対象者54,021人のうち、1回目を接種した人は46,155人（85.4%）、2回の接種を完了した人は45,629人（84.5%）となっています。

※医療従事者、職域接種等の接種回数を含みます。



1・2回目の接種を希望する人でまだ予約をしていない人は、コールセンターに問い合わせてください。

## 観音寺税務署からのお知らせ

問い合わせ先 観音寺税務署 ☎25-2191 ☎25-2163

### 確定申告会場

期間	2月16日(水)～3月15日(火) ※土・日曜日、祝日を除く
受付時間	午前8時30分～午後4時 ※混雑状況により、早めに受け付けを終了する場合があります
相談開始	午前9時～
会場	観音寺税務署

### ●注意

- ・会場開設前は、作成済みの申告書などの提出のみ受け付けています。
- ・会場の混雑緩和のため、入場には整理券が必要です。会場当日配布またはLINEで事前発行します。LINEでの事前発行の開始日は、2月1日(火)を予定しています。詳しくは、国税庁ホームページを確認してください。なお、整理券の配布状況により、受付時間内に受け付けを終了することがあります。ご理解とご協力をお願いします。



### 申告相談の準備書類

- ①マイナンバーが分かるもの
- ②前年の控え
- ③確定申告のお知らせはがき
- ④給与や公的年金等の源泉徴収票
- ⑤配当等の支払調書
- ⑥特定口座年間取引報告書
- ⑦収支内訳書または青色申告決算書
- ⑧社会保険料控除証明書、国民年金払込証明書
- ⑨医療費控除の明細書
- ⑩生命保険料控除証明書
- ⑪地震保険料控除証明書
- ⑫寄附金関係書類（領収書など）
- ⑬住宅借入金等特別控除等関係書類
- ⑭還付金振込口座番号が分かるもの（申告者本人名義のもの）



### ●注意

- ⑦⑨は必ず書類を事前に作成し、来署してください。事前に作成していないと、受け付けできない場合があります。

### 確定申告書等作成コーナーが便利です

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、自宅のパソコンやスマートフォンで所得税の確定申告書等が作成できます。作成した申告書等は、e-Tax（電子申請）または印刷して郵送で提出できます。

### ●注意

e-Taxの利用には、事前準備が必要です。詳しくは、国税庁ホームページで確認してください。



確定申告書  
作成コーナー



e-Tax



動画で見る  
確定申告



### 令和4年1月から 「スマホ専用画面」がより便利に！

- ①スマホのカメラ機能を使った源泉徴収票の自動入力
- ②「スマホ専用画面」の対象範囲が拡大

申告できる所得控除の制限はありません。医療費控除やふるさと納税などの寄附金控除も申告できます。ぜひ利用してください。